

令和3年1月分保育料の日割り計算について



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所にお通いの児童の令和3年1月分の保育料を次のとおりといたします。

□ 1月分の保育料（0～2歳児クラス）について

1月12日～30日の間で、登園を控えた日のある児童を対象に、保育料（利用者負担額）を日割り計算いたします。

令和2年4月～6月分の取扱いと同様ですが、1月4日～9日は日割り計算の対象外となるため、この期間については、実際の出欠席にかかわらず、登園として扱います。

ただし、日割り計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、月額を一度お支払いいただき、3月以降に返金となります。

なお、日割り計算後の保育料の算出方法は次のとおりとなります。登園日数は、市から各施設に確認いたします。

$$\left[\text{当月分の保育料} \times \frac{\text{登園日数}}{25} \right] \quad \text{10円未満切り捨て}$$

【参考例】月額25,000円

（実際の登園日数）1/4～1/9：3日 1/12～1/30：14日

（計算上の登園日数）1/4～1/9：6日 1/12～1/30：14日 登園日数20日

$$25,000円 \times \frac{20日}{25日} = 20,000円$$

対象期間で欠席日数が0日の場合は、日割り計算の対象外となります。

延長保育料及び3～5歳児クラスの給食費の対応については、各施設にご確認ください。

2月以降の対応に関しましては、今後の動向を踏まえ決定いたします。その際は、ホームページ等にて随時周知させていただきます。

認可保育所にお通いの方は市、認定こども園・地域型保育事業所にお通いの方は各施設から返金となります。

保護者の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。